

女性労働の変質と税制

小野塚 久枝

I はじめに

長い歴史の中で、今まさに「女性の時代」が到来（再来）しているといわれている。

日本の経済は、敗戦による物資不足・食糧危機・極度のインフレから立ち上がり、世界における経済大国へ奇跡の急成長をした。その間多くの女性が「家」に対し貢献しつつ、日本経済に対し直接的に労働力の提供者として貢献するようになった。経済の発展は女性労働に多大な影響を与えていた。

今日は、若年未婚女性に加え主婦の職場進出が顕著であり、幅広い年令層の女性が就労し、女性労働は日本経済の戦力として不可欠な存在になっている。女性労働の変化に対応し、女性労働をより良く活用することは、日本経済や企業発展のために不可欠のことである。また高齢社会時代において生産性を維持し、活力をもって国際社会に貢献する面からも女性労働が必要とされるであろう。本論文では、まず、経済社会の構造変化の視点より女性労働の変化を分析し、日本経済に占める戦力的役割とその展望を考察する。続いて、労働供給者がかかる税の問題をとりあげ、現行税制の女性、特に女子労働の核となってきた有配偶者にたいする扱いとその就労に及ぼしている影響を明らかにし、最後に、女性労働の変質に対応すべき租税政策について考察することをねらいとする。

II 経済戦力としてみた女性労働の特徴

近代日本の教育が発足した明治時代以来、女子教育は男子に比較し重きをおかれていなかった。尋常小学校への就学率が50%を越えたのは男子に遅れること22年後のことである。女子に対する教育内容は、修身・裁縫に比重を置き、儒教の家族観の影響の下で、「良妻賢母」を育成することを目的として行われた。

第2次大戦後、社会制度の民主化にともなって「家」制度が廃止され、男女共学・男女平等の教育制度が制定された。しかし人々の意識は制度とともに変わるものではない。その後も高等教育を受ける期間は依然として女子が短い。長男は4年制大学へ妹は短大へという状況であり、今日までこの流れは続いている。

しかし、進学率でみると1968年に高等学校へ、1974年には大学(短大を含む)への進学率が男子を上まわった。

1 我国の女性労働の伝統的特徴

(1) 経済変動の調整役

以上を背景とする我国の女性労働の特徴は、他国と比較して特異性を有し、次の点があげられる。

日本的経営の特色である終身雇用制度の下で、長期勤続を前提とする男性労働に比較し、結婚や家庭の事情による退職率が高く、企業にとって不安定労働力である。

また年功賃金制度では、企業は安い労働報酬で雇える若年者は歓迎するが、女性の長期勤続は歓迎しない。年の経過と共に女性の従事する仕事の内容と賃金額との乖離が生じてくるからである。したがって、我国の女性労働の雇用管理は短期勤務を前提に行われて来た。雇う側も雇われる女性も、女性の役割は家事にあり、労働市場における経済活動は考えていないか従と考えるかであって、女性のライフスタイルは自動的に社会システムとして均一化していた。この社会状況においては、男性労働力が生涯にわたり労働市場にとどまる(職を失なった場合にも失業者として労働市場にある)のに対し、女性労働力は労働市場より撤退したりまた参入したりと労働力と非労働力の間を断続的に流動する。それゆえに景気変動の影響を強く受けやすく、職務内容も補助的業務になる。

経済成長は、職種を増やしす一方で景気変動の影響を受けやすい職種を増やす。すなわち第3次産業化が進み、女性の就業ニーズと一致する派遣労働やパートタイマーという就業形態の職場が増えた。また低経済成長時代には、企業は基幹労働者とくに女性の増加を抑制する。経営の合理化をはかるため女性労働力の需要を減らす。女性労働は経済の変動に左右されつつ、労働市場において需給の調整役を果している。この傾向は産業構造の変化にともなって強くなることが予想される。

(2) 世帯主の所得に起因する労働力化

第2の伝統的特徴は、主婦の労働力市場への参入は夫の所得に依存して決

定されることである。

総務庁統計局の『労働力調査』によると、1990年には「共働き世帯」は914万世帯になり、専業主婦のいる「伝統的な世帯」の903万世帯をはじめて上まわった。翌年には1,102世帯になっている。共働き世帯の4割は、妻パートである。

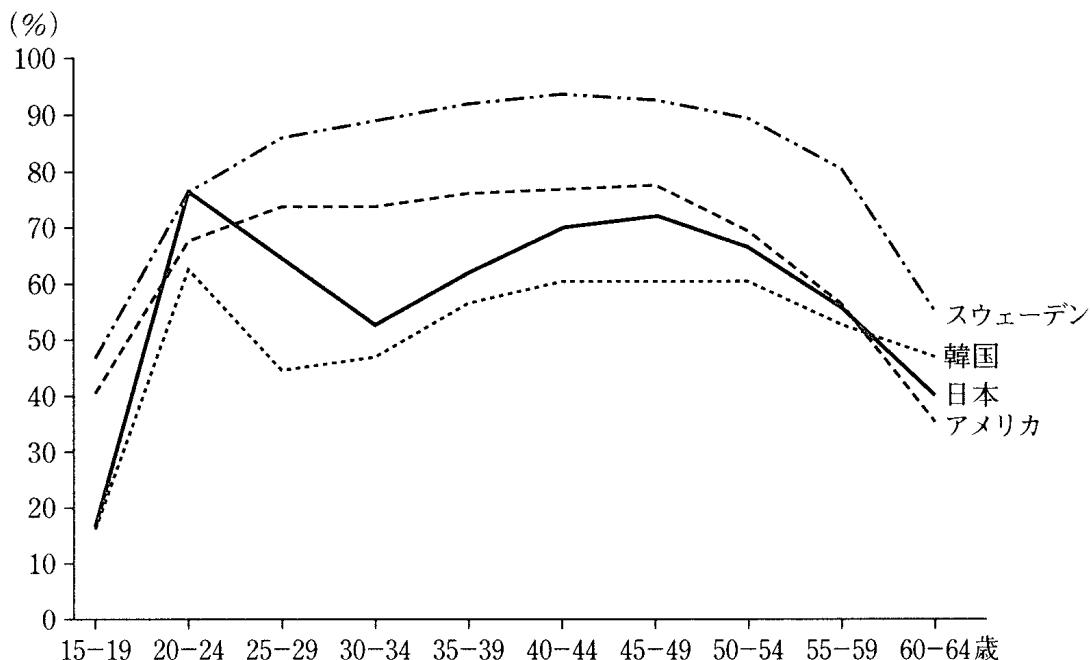
1991年の我国の女性労働人口は2,651万人で、女性労働率¹⁾は5割（男性は8割弱）を超えた。雇用労働者のみでみると女性は1,918万人で全雇用労働者のほぼ4割を占め、そのうち有配偶のいわゆる主婦が6割弱（1,102万人）である。女性労働者の主体が、若年未婚者であった時代から既婚者の時代に移行しており、うち、40歳～54歳層の主婦の上昇が最も著しい。

ここで、世帯主の所得階層別に主婦の有職率を見ると、夫（世帯主）の所得水準の低い世帯層では主婦の有業率は高く、逆に高い世帯層では低い。したがって、妻の就業は夫の所得に依存して決定され、主婦の労働力は家計補助的なものであることがうかがえる。

また最新のSSM調査（社会階層と社会移動全国調査）²⁾の報告（1985年実施）によると、学歴別にみたキャリア・タイプは次の傾向を示している。

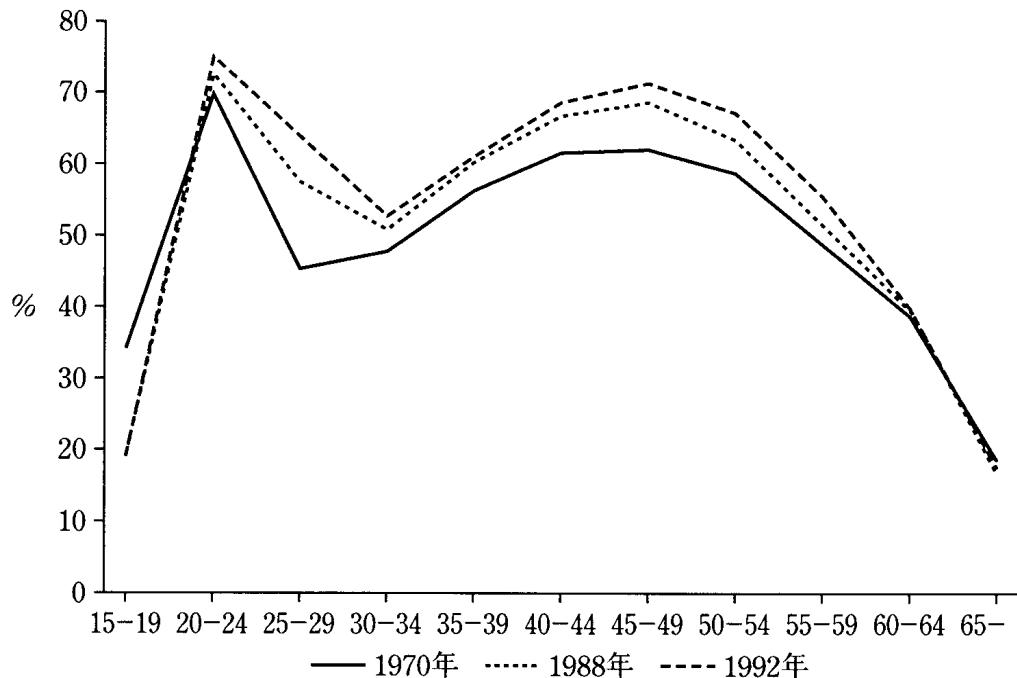
学歴差によらずいずれも「結婚退職型」が多いが、学歴が高まるにつれてその傾向は増大する。短大・大学卒は「結婚退職型」が最も多く「再就職型」は最も少ない。短大・大学卒のライフコースの傾向は、卒業後約9割が就職

図表-1 女性の労働率（国際比較）1991年

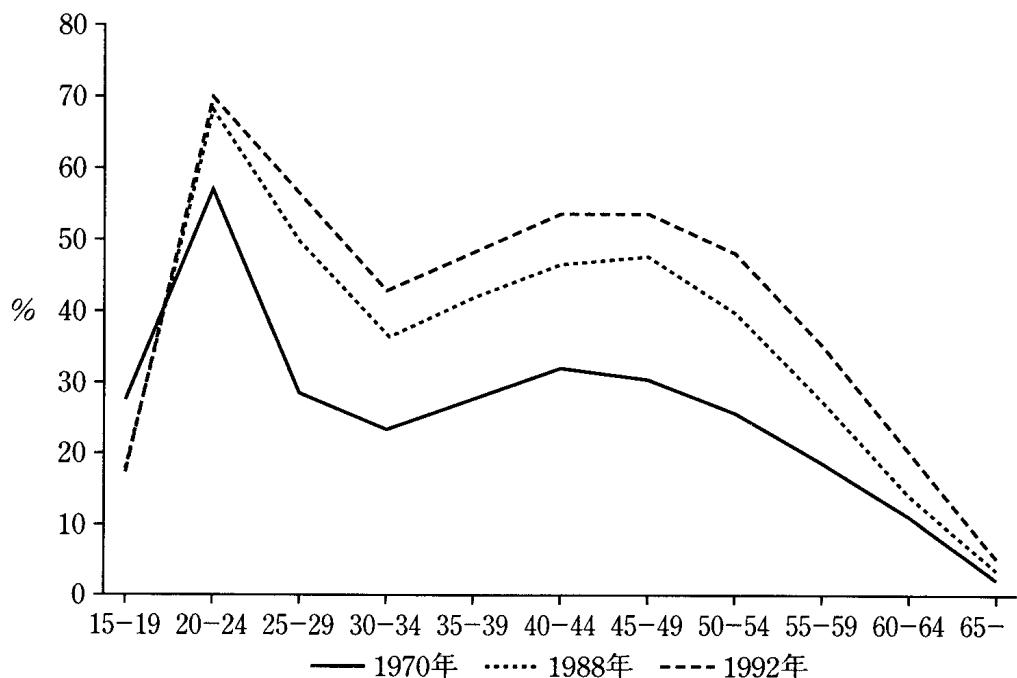


資料：ILO “Year book of Labour statistics 1992”

図表-2 年齢階層別女子労働力率



図表-3 年齢層別女子雇用労働力率

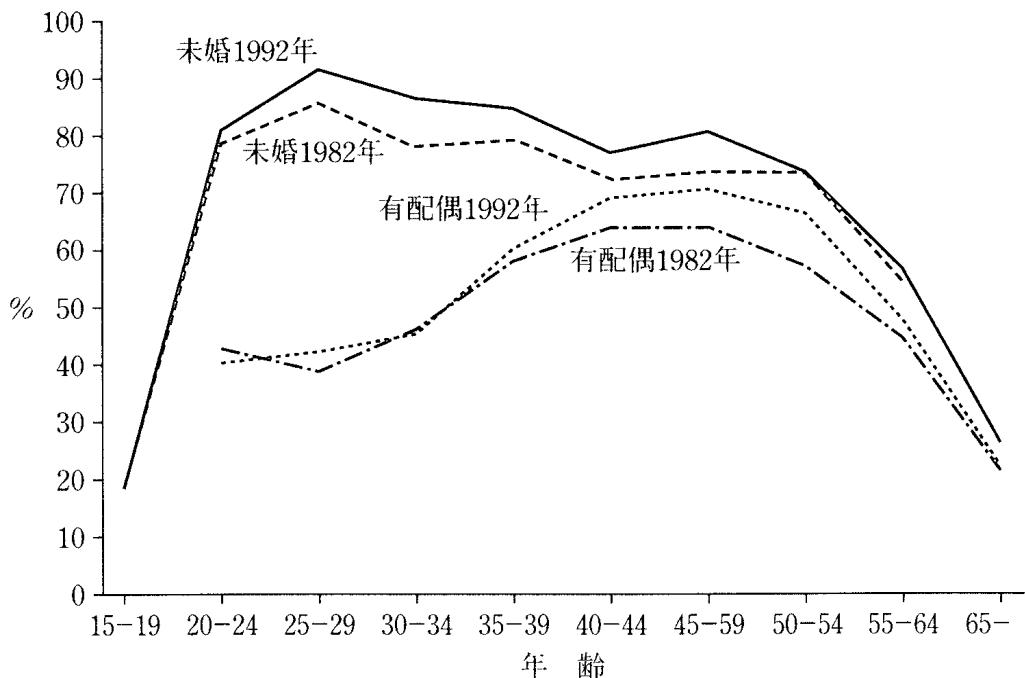


(資料) 総務庁「労働力調査」

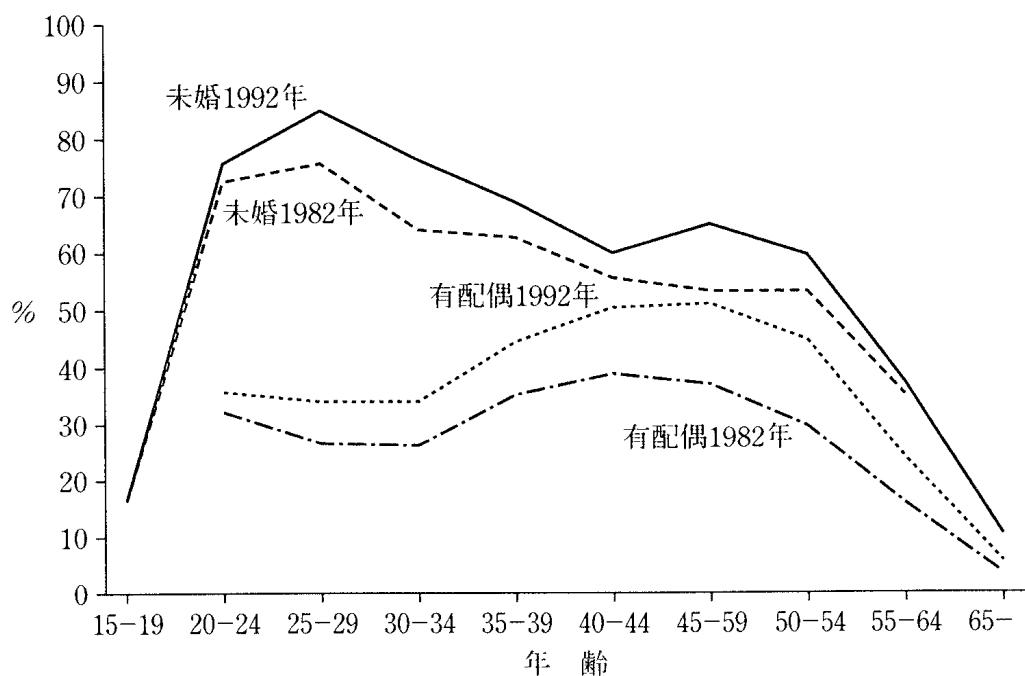
をするが第1子出産までには退職し、その後は就職しない。家計補助の必要が最も少ないグループなのであろう。

男性が労働を通じ、家計の主たる所得を得、自我や自己実現の欲求など自らの欲求を満足させ、組織・社会に貢献しようとするのに対し、女性労働はこ

図表-4 年齢・配偶関係別女子労働力率



図表-5 年齢・配偶関係別女子雇用労働力率



(資料) 総務庁「労働力調査」

れとは異質な労働力として労働市場に再び参入する傾向がわかる。この1985年の日本経済は、「経済大国」として興隆し、国際社会において圧倒的に優位な地位を占めた時期である。次回のSSM 1995年実施全国調査の結果が待たれる。

2 新たな特徴の形成

(1) 職業観の変化とマズロー理論

世帯主の所得格差が妻の有職率に影響することを述べたが、最近の特徴としてこの傾向が縮まっており、中・高所得階級における妻の有業率が高くなっている。

アメリカでは1970年代に、妻の賃金収入は家計所得を平等化させる一つの要因であったが、今日では家計所得不平等の源泉となっている、と言われはじめている。我国においても同様の傾向がみられる。総務庁統計局『家計調査年報』によれば、1985年において、家計の実収入に占める妻の収入の割合は平均して10%³⁾に満たない。しかし勤労者世帯の年間収入を十分位階級に分けて妻の労働収入の分布を見ると、年間収入の最も高い第十分位の層の世帯の妻は、勤労者世帯の妻全体が稼ぐ収入のうちの25%を占めている。すなわち家計収入の高い勤労世帯の妻は、低い世帯の妻よりもより大きい収入を得ていることがわかる。妻の有業率は世帯主の所得が大きいほど低下するが、傾向としてその低下率は年毎に弱まっている。

このことは、女性労働に職業観の変化が起きていると思われる。米国的心理学者マズローの説く人間の基本的「欲求の五段階説」に基づいて“女性と労働との関係”をみると、低位の欲求である①「生理的欲求」や②「安全に対する欲求」を満たすための家計収入の補助的労働から、③帰属と愛情に対する「社会的欲求」を経て、上位の欲求である④自尊心および社会的評価を求める「自我の欲求」や⑤自己の可能性を発展させ自己実現を求める「自己実現の欲求」の充足へと職業観が拡大し、生きがいを労働にも見いだす傾向が出て来ている、ということではなかろうか。

産業構造の変化は、職業選択の幅を拡大して、多様なライフコースを提供する。女性と労働のこの関係は今後一層強まる傾向になって行くであろう。

(2) 職業の多様化と就業分野の拡大

第1次産業時代においては女性の（男性もそうであるが）職業の主流は農業であった。第2次産業時代に経済が移行すると、農業部門から非農業部門へと就業人口は移動し、女性職業の主流は工場における生産工程職に移った。さらに1970年から75年にかけてその主流が事務職に移行し、1980年代の0A時代に入ると、事務職における女性比率は6割に至った。かつて男性主流の仕事であった事務職は、女性の仕事に変わってた。経済発展は女性労働を生産工程職から事務職に移行しつつ、さらに就業分野を拡大し続けている。分類不能の新しい職業への従事者が多い。

図表-6 男女就業者中に占める女性の割合：職業別（%）

その職業の女性就業者
被雇用者である男女就業者

順位	1955年 500万人 (全就業者の 28%)	1980年 1300万人 (全就業者の 35%)	1990年 1800万人 (全就業者の 39%)
1	サービス・保安 59%	事務職 52%	事務職 58%
2	事務職 34	サービス・保安 51	専門・技術職 42
3	専門・技術職 30	専門・技術職 47	分品不能の職業 41
4	販売職 29	販売職 33	販売職 35
5	生産工程作業 25	生産工程作業 26	生産工程作業 31
6	農林・漁業 20	運輸・通信 6	サービス・保安 20

資料出所：『国勢調査報告書』より作成

（3）専門的技術的職業の躍進

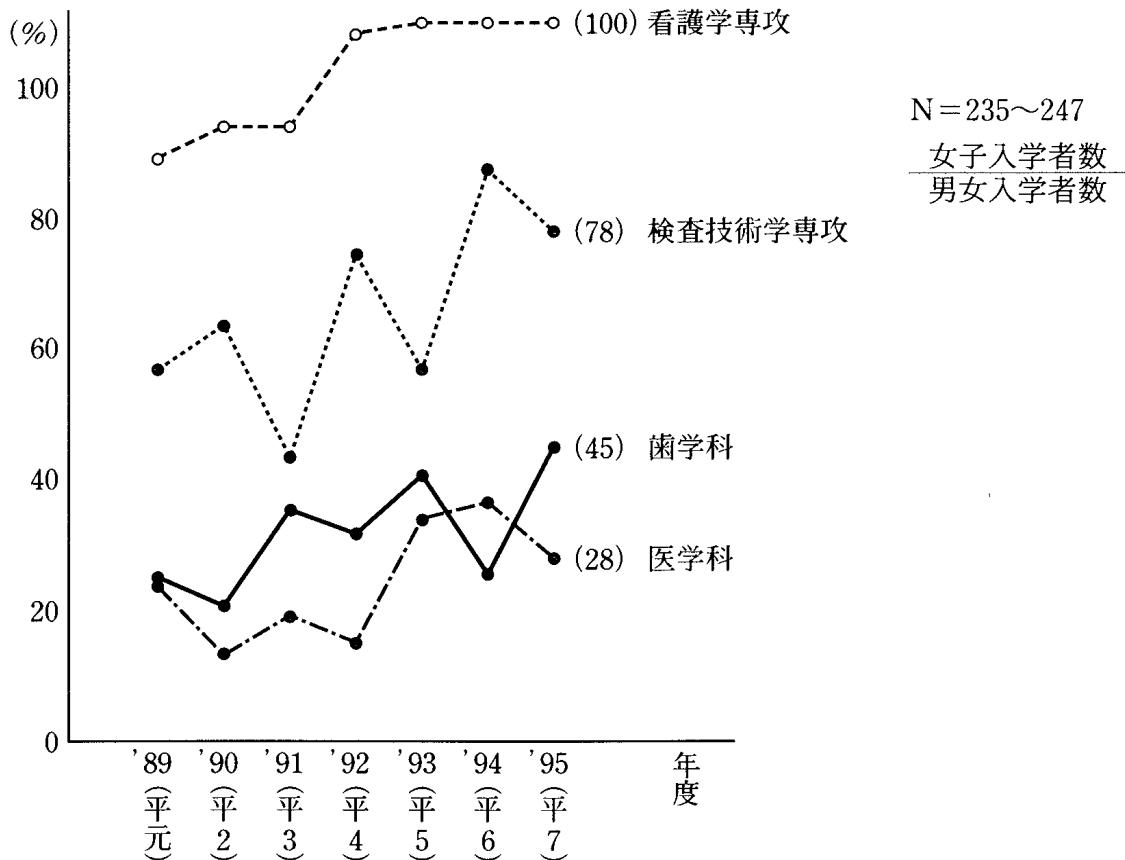
専門的技術的職業における女性の増加率は顕著である。1970年にこの分野における女性の比率は8.8%であったが1987年には28.3%を占め、この17年間に3倍以上伸びている。とくに専門的技術的職業のうち、医療・化学・情報の伸びは著しい。女性の高学歴化・専門的技術的職業の進出は、若年層に強くみられる（図表-7）。

労働に対する意識や志向が変化し、女性労働に新たな特徴を加していくであろう。

（4）労働可能期間の長期化と生活関連産業 生活環境の変化と家庭機能の変化は、女性の生涯における労働市場への参入期間を延長させる一要因をなす。

女性のライフサイクルが変化した。1992年における日本人の平均余命は男76.1才、女82.2才であり、一人の女性が生涯に生む子供の数は1.5人である。末子の就学から女性の死亡までの期間がおよそ45年間あり、この3世代の間に26年伸びている。この世代間で伸びたものは自分が受けている教育期間と、子育て終了後の天命までの期間である。個人差が著しくなったものは学校卒業後結婚までの期間であり、短くなったものは出産子育ての期間である。したがって教育を長期間受けた女性が、子離れ後どのように人生を過ごすかが女性研究の大きなテーマとなってくるが、日本経済の戦力として社会に本格的に社会貢献する環境はできつつあるといえよう。

図表-7 東京医科歯科大学女子入学者数の推移



家計面は、成熟社会・高齢社会の下では経済成長率は低迷し、社会保険・税負担等が増加する。可処分所得の上昇は従来のように期待できなくなつて行く。経済企画庁『国民生活白書』「モデル世帯の生涯収支」によれば、子供2人のモデル世帯では高校や大学の就学時期は収入を大幅に上回った支出をしており、特に教育費と住宅費の負担が大きい。このような社会情勢下において、家計に占める妻の収入への依存度は高まることが考えられる。この場合、有職の妻に対する家事労働の負担は、家族の協力とともに、家庭機能も変化していくであろう。すなわち女性労働は家庭生活を支える機能の一部を家庭外に依存し、新たな生活関連産業を生み出していくであろう。

(5) 女性労働への追い風

景気調整役を果たしてきた女性労働力だけでは今日の産業構造の変化を乗り切ることができなくなっている。日本の雇用慣行である終身雇用制度は崩れきっている。女子労働を展望するにあたり日本の雇用慣行（終身雇用・年功序列）の基盤を揺るがしている要因はなにか、国内と国外とから考えみる。

国内の最大要因は人口の高齢化である。

長期雇用前提の賃金体系は、若年に低く高齢者を高額で待遇し、その賃金

上昇率は勤続年数にともなって高くなっている。生涯雇用期間中にわたって、労働者の生産性と生涯賃金との収支が合えばいい。したがって、終身雇用制度や年功賃金制度は、若年者が多いピラミッド人口型の社会で、かつ経済が持続的に成長する社会においてそれが可能であつたメリットであった。ところが、経済の成熟は、出生率を下げ、高齢者の死亡率が低下し、人口構成は筒状から逆三角形へと移行させる。終身雇用制度の崩れは男性雇用をもフロー化し、女子労働の「断続的就労」というデメリットを弱める。こういう時代には、即戦力となる労働力が求められる。しかも時代のニーズは、生活関連産業と情報通信産業の発達であろう。

国外要因としては国際競争の激化があげられる。貿易立国である我国の経済は、強い外圧を受け変動的でありフレキシブルになっている。経済のボーダレス化は進み、国単位の経済摩擦から、国籍を越えた企業間競争になって行くことが時代の流れである。この競争に勝ち残るには、技術開発力と環境変化に柔軟に対応できる体質の組織と優秀な労働力が要求される。したがって年功序列終身雇用制度は崩れる。

III 女子労働の展望

1 本格的戦力化の時代の到来

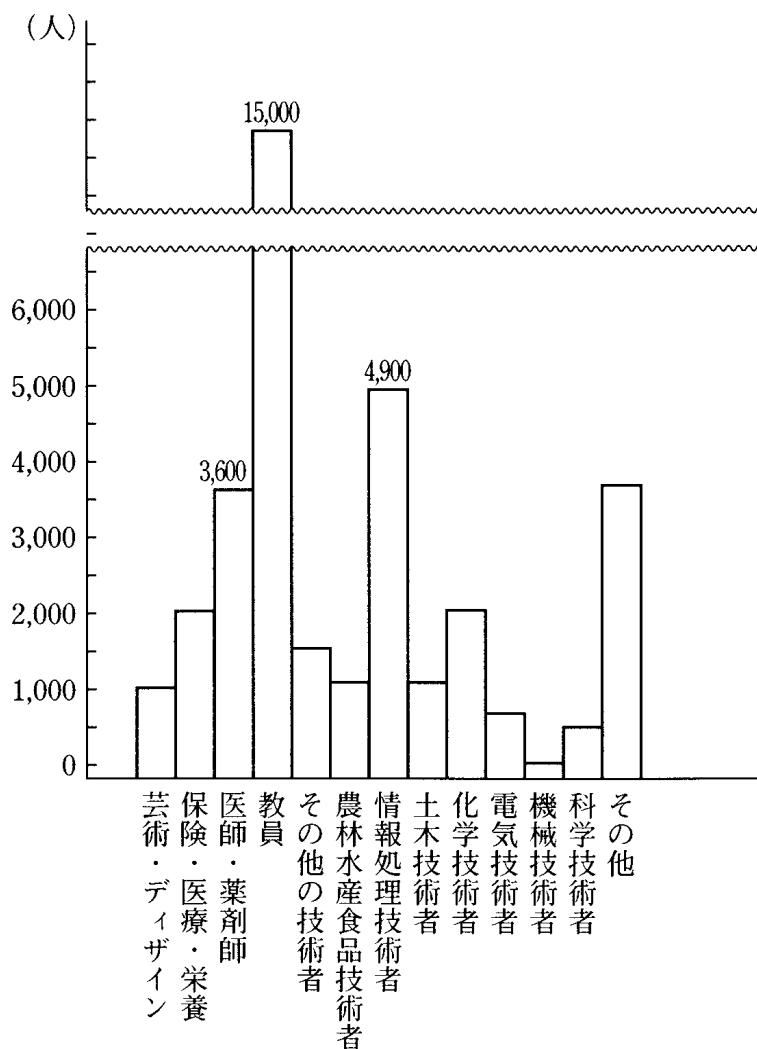
(1) 情報通信産業時代の労働力

1960～70年代に日本の産業界は FA (Factory Automation) 化をおこなった。製造工程過程における FA 機器の導入によって生産性の高い工業国を築き、資源の乏しい国が世界 No.1 の貿易黒字国・経済大国に成長した。経済の発展は労働者のみならず消費者をも変質させる。所得水準の上昇は購買力を高め、やがて物が一巡し満ち足りると、均一に大量生産されたものでは満足せず、個人の嗜好にあった商品を求めて消費の多様化を引きおこし、またサービスの需要を増やす。脱工業化社会への移行は、次の OA 化時代を到来させた。1980 年代には始まった OA 化は今やコンピュータを端末とする情報通信産業時代を迎えている。

1987 年には短大卒業者の 6 割が事務系従業者になっており、また女子派遣労働者の 9 割超が事務系労働に従事している。労働省の「派遣事業報告書」によると、1991 年の派遣労働者数は 63 万人（うち 95～97% が女性）で売上高は 1 兆 900 億円である。今後も経済の調整役を果たしつつ拡大していくことが予測される。

(2) 医療・保険・教育を中心とした専門職 断続的なキャリアタイプとな

図表-8 女子学生の専門的・技術的職業への就職者数
(平成5年卒業生)



資料：文部省『学校基本調査』

$$\frac{\text{専門的技術的職業への就職者数 (39,300人)}}{\text{全就職者数 (103,000人)}} = 38\%$$

りやすい女性の就労は、手に職を持つ・資格を持っていることが好まれる。

有資格職の今後の伸びを予測するために、一事例として国立大学である東京医科歯科大学の女子学生比率の推移を追ってみた。

1年生から6年生までの全医学生に占める女子医学生の割合は遙増を示しており、この10年間に将来の医師および歯科医師とともに2倍弱の増加を示している。なお1995年度の入学生における女子比率は、医学部医学科で25%，歯学部歯学科は57%である。6年後の同大学の華やかなキャンパスの光景は想像に難くない。

図表-9 産業別就業者数の展望

産業	1990	1994 (予測)	1999 (予測)	(単位:万人, % 年平均伸び率)	
				94/90	99/94
農林水産業	573	318	462	▲2.5	▲2.2
第二次産業	2,105	2,115	2,069	0.1	▲0.4
鉱業	10	9	8	▲1.9	▲1.7
食料品	174	180	185	0.9	0.5
繊維	147	131	114	▲2.9	▲2.6
紙・パルプ	107	106	105	▲0.1	▲0.1
化学	52	55	52	1.5	▲0.9
石油・石炭	5	5	5	2.1	▲2.0
窯業・土石	49	47	40	▲0.7	▲3.1
鉄鋼	40	37	30	▲1.8	►4.0
非鉄金属	18	18	16	▲0.2	▲2.3
金属製品	124	126	109	0.4	▲3.0
一般機械	132	118	130	▲2.9	2.1
電気機械	199	210	199	1.3	▲1.0
輸送機械	173	174	158	0.2	▲1.9
精密機械	28	26	24	▲2.1	▲1.8
その他製造業	197	203	184	0.8	▲2.0
建設	651	669	708	0.7	1.1
第二次産業	3,901	4,154	4,456	1.6	1.4
電力・ガス	21	21	20	0.7	▲1.0
水道・廃棄物	36	38	40	1.1	0.8
卸売・小売	1,349	1,382	1,346	0.6	▲0.5
金融・保険	218	222	229	0.5	0.6
不動産	68	75	75	2.6	0.0
運輸	289	322	323	2.7	0.1
通信	62	68	74	2.4	1.8
公務・教育	526	569	598	2.0	1.0
医療・保健	263	289	330	2.4	2.7
対個人サービス	672	749	920	2.7	4.2
対事業所サービス	396	417	501	1.3	3.7
分類不明他	3	—	—	—	—
合計	6,582	6,778	6,987	0.7	0.6

(資料) 日経センター(1995年3月)

それらを裏付けるかのように、1993年の医師国家試験の合格者は全国においてその1/4を女性が占めている。

3 多種多様な就労形態のニーズ

サービス産業や情報産業は、そのサービス（労働）提供時間帯を拡大し、多種多様な就労形態が生じてくる。

「物」生産を主流とする経済時代においては、流れ作業的な反復作業が要求されるが、個別的ニーズに対応するサービスの提供を中心とする経済機構はさまざまな就業形態が必要となる。

家庭と職業の調和をのぞむ女性の就労ニーズに合致したパートタイムや派遣労働などの就労形態は、その弾力性ある働き方がフレキシビリティーを求める企業の要請に合致し、またその一部は基幹労働的化した存在となり、日本経済を支える重要な就労形態になって行くのではないだろうか。

以上の方針において、女子労働は、日本経済における戦力としての役割を量的な面および質的面の双方から高めて行き、中年層（有配偶者）を中心とした広範囲の年齢層の女性を組み込んだ構造で動いて行くのではないかと思われる。

IV 税制・社会保険制度の現状

1 公共政策の目的とその単位

変質している女子労働が強くかかわる公共政策のはどのようにになっているのであろうか。家族を対象とする公共政策（税・年金保険・医療保険）の目的には、①所得の再分配政策、②機会の均等化政策、③家族政策、の3つがあげられる。

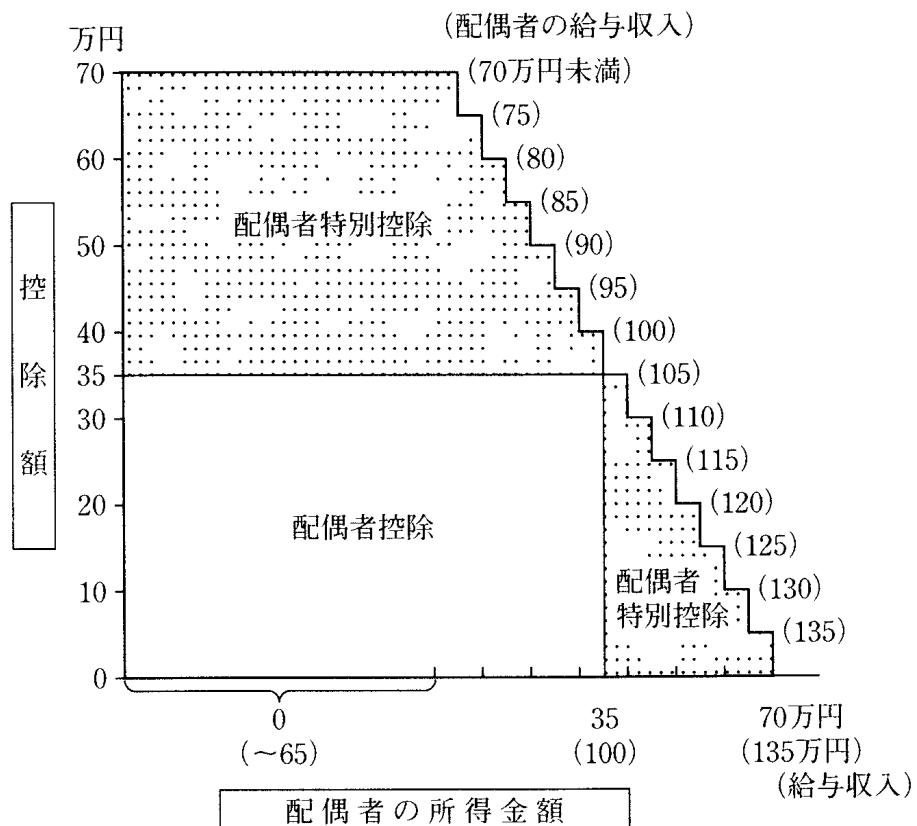
所得の再分配政策は、所得の多い人から少ない人への所得の垂直的分配（累進所得税制・生活保護政策）、所得の水平的再分配（社会保険）がある。

機会の均等化政策は、所得を獲得する機会（高等専門教育、雇用）そのものを均等化する方向へ修正するものである。

家族政策は、児童の養育負担を個々の家族から社会全体への負担へと転化することを通じて、人口の社会的再生産を維持する事を目的とした政策である。

これらの政策は、いずれも世帯間の所得の再分配を第一次的な目的とするものである。本稿では、前述のように女性労働が再就職の中年層（有配偶者）

図表-10 配偶者特別控除額の調整



(出所) 大蔵省編『図説 日本の税制』平成5年度版

を中心とした広範囲の年齢層を組み込んだ構造で動いて行くであろうことを背景に、所得税制・医療年金保険制度において、公共政策が就業主婦・非就業主婦の間にどのような効果をあげているかを検討する。

2 所得税制

従来(1986年まで)，妻が就労した場合に，その給与収入が非課税限度額である100万円を超えると，妻自身の所得に課税が生じる。のみならず，夫の収入から配偶者控除(35万円)がなくなるために，世帯としての所得税負担が連続性なく急増するという問題があった。これを緩和する対策として，1987年(昭和62年)に配偶者特別控除制度が実施されている。

配偶者特別控除は，特別控除額を一定額とせず，配偶者の所得に応じて減額するという消失控除のシステムとなっている。

これにより，世帯としての所得の增加分を，所得税額の增加分が上回り，限界的に100%以上の所得税が課されたのことと同じ効果が生ずる逆転現象を改善した。

しかし現実は、夫の所得に応じて高い限界税率に直面することから、所得税制が妻の就労を抑制している効果は依然のこる。

労働省『働く女性の実情』（平成5年版）によれば、女子パートタイマーの27.3%は「もともと年収が100万円を超えることがなく」、30%が「100万円を超えそうになったら、就業調整を行っている」と、回答している。

3 医療保険制度

医療保険制度は、全保険加入者の9割が国民健康保険と被用者保険（政府掌握健康保険、健康保険組合）制度のいずれかに加入している。国民健康保険は、自営業者などが加入しており個人単位の保障である。

被用者保険は、世帯単位の保障という考え方である。すなわち、扶養家族の有無や人数にかかわらず、保険料は被用者である扶養者の所得額を基準にした一定率で算定され、その保障は世帯を単位として行われる。また、被用者保険においては、被扶養者になりうる条件として被扶養者の年間所得（年収130万円未満）と労働時間に制限を設けている。世帯単位の保障という現行の被用者保険は、主婦が専業主婦の場合には、被扶養配偶者として夫の加入している医療保険に加入する。保険料の負担は必要ない。

主婦が常用雇用（フルタイム雇用）で就労している場合には、被用者保険に本人として加入し、保険料を負担する。

したがって、被用者の妻は、常用雇用者として就労したり、一定の制限を超えて就労するパートタイマーある場合には、被扶養配偶者ではなくなり、保険料（健康保険料および年金保険料）を個人で負担するようになる。その結果、被扶養配偶者でなくなった主婦の手取り賃金率は大幅に低下する。

被用者健康保険は、扶養家族の有無やその人数にかかわりなく保険料が一定率であるから、被扶養配偶者のいる世帯は、独身者や共働き世帯の主婦からの保険料の拠出によって、所得移転の特典を受けている。

政府掌握健康保険では、全加入者の30.6%の世帯にあたる551万人（1991年）の専業主婦がいるが、保険料は、それ以外の加入者である独身者や共働き主婦からの保険料拠出によって割安になっている。大企業の多い組合い掌握健康保険では、その割合はさらに多く39.6%で581万人という。

4 年金保険制度

公的年金制度の保障単位は、医療保険と同様に、自営業の場合には個人保障である。したがって、夫も妻もそれぞれ独自に被保険者として保険料を支

払い、また個人単位で給付を受けることになる。厚生年金や共済組合などの被用者の年金は、世帯保障であり、保険料の負担は被扶養配偶者の有無にかかわらず給与額に基づいた一定率を保険料として収め、給付は原則として世帯を単位として行われる。1985年の改正で、サラリーマン世帯の専業主婦は、国民年金に強制加入することによって年金権を得るようになり、「一人一年金」制が確立した。これによって、サラリーマン世帯の専業主婦は自己名義の老齢基礎年金を受給できるし、また万一、高年になって離婚した場合でも、無年金者になることはなくなった。この改正で、独自の保険料負担は必要とされず、この専業主婦に対する年金給付の費用は、厚生年金保険や共済組合が制度として全体で負担することになった。しかしサラリーマン世帯の専業主婦の国民年金保険料の実質免除は、保険料負担なき需給権者を誕生させ、単身者や共働き世帯・共働き世帯の主婦との間に、負担と給付との多額のアンバランスを生じさせることになった。

さらに、共働きの主婦は、被用者年金に強制加入となり収めた保険料は生涯の年金受給額にほとんど反映されないケースが多く生ずる。それは老後に受給できる年金は、①老齢基礎年金、および②就業期間中に収めた保険料に基づく報酬比例部分の老齢厚生年金か、あるいは、夫の死亡による遺族厚生年金（夫の老齢厚生年金の4分の3）のどちらか有利な方を選択し受給することになっている。両方を受給することはできない。実際は、就業期間が長く収入の高い夫の遺族厚生年金を選択する方が有利になる場合が多いので、自分が就業期間中に収めた保険料は本人には還元されず、所得移転になって行く。これに対し、保険料の負担のないサラリーマン世帯の専業主婦は、①老齢基礎年金、および②夫の死後は、夫の老齢厚生年金の4分の3にあたる遺族厚生年金が支給される。

年金保険制度においても医療保険と同様、単身者や共働き世帯主・共働き世帯の主婦からの所得移転が、世帯の専業主婦にひいては専業主婦のいるサラリーマン世帯に向いて起きている結果となっている。

V 結び

経済発展は女性労働力率の増加をもたらす。今日の社会では、労働がソフト化しまた規制緩和により女性の就労可能な職場が著しく拡大した。

一方、女性が労働市場に参加する意義が変化している。

学校教育修了後、大部分の女性は就職し、結婚出産を機に労働市場を離れ非労働力に移行し、40歳頃になって再び労働市場に復帰する。ここで再労働

力化するか否かは、夫の職業的地位や収入が強く影響する。高学歴女性の一般的キャリアタイプは、卒業後就職するが結婚時または第1子出産時に労働市場より撤退し、その後は専業主婦となり労働市場に戻らない傾向にある。

しかし、女性労働人口2,700万人の時代である。女性労働力は、既婚の中年層を中心として幅広い年齢層が供給層となり、多様な職業に多様な就労形態で就いている。

職業選択の枠が拡大し、「女性と労働の関係」が「生きがいの対象」としての関係へ変わっている。産業構造の変化は「生産工程および労務作業」から女性労働を、「事務系」に移行させた。今後は、「専門的技術的職業分野」、特に医療・保険・福祉・教育・情報通信産業における女性の専門家の躍進が顕著になってくるのではないだろうか。この層の社会進出が増大することによって、女性労働は日本経済における量的貢献に加え、質的認知を得てやがて確固たる社会的地位を築いて行くことになるであろう。

1995年の全労働人口は6,500万人(うち女性は2,700万人)であるが、2025年には20歳から64歳までの全人口が6,800万人であると推定されており、日本経済における生産性確保のためには、①教育による労働力の質の向上、②技術革新による生産性の向上、③高齢者の労働力化とともに、④女性労働力(特に高学歴層の専業主婦)の貢献が要求されるであろうといわれている。しかしながら、現行の税制・社会保険制度は、主婦の就業に対し「意図せざる課税⁴⁾」が内在する。これらは主婦の就業を抑制する作用を引き起こしている。その上、共働き主婦から専業主婦へ所得の移転を生じさせる原因となっている。自営世帯の主婦は所得の有無にかかわらず個人として保険料を負担し、受給している。また、学生も20歳以上であれば国民年金保険料を負担する。サラリーマンの専業主婦に限った現行の保険料負担免除措置は、老人や子供を社会全体で担うこととは異質のことであり、今や社会情勢にそぐわないといえよう。

以上の現象は、社会政策が目的とする所得の水平的再分・世代間再分配が片寄った効果を生み、課税原則である税の公平性・中立性を阻害することと同様の効果を生じさせているといえよう。

「意図した課税」であれ「意図せざる課税」であれ、「税制は歴史的産物⁵⁾」である。専業主婦の帰属収入に関する研究とともに女性労働の変質に対応する制度の研究が必要である。

注

1) 労働率

人口における労働参加の程度を示す指標であって、15歳以上の人口に占める労働力人口の割合をいう。

$$\text{労働率} = \frac{\text{就業者} + \text{完全失業者}}{15\text{歳以上人口}}$$

- 2) Social Stratification and Social Mobility Survey, の略称で、1955年から10年毎に全国調査委員会によって実施されている公式調査報告書である
- 3) 現在では20%になっている。
- 4) 「生活経済学会」第10巻13ページ
- 5) 「租税論の発展と日本の税制」122ページ

参考文献

- 1) 岡本英雄・直井道子編『現代日本の組織と構造』①, ④東京大学出版会 1990年
- 2) 大沢真知子『経済変化と女子労働—日米の比較研究—』日本経済評論社 1993年
- 3) 小野塚久枝・小池澄雄・横山純子『オフィス情報管理』学文社 1995年
- 4) 香西泰・八代尚宏・大石亜希子「有配偶女性の就業と税・社会保険制度」『生活経済学研究』第10巻 生活経済学会 1994年12月
- 5) 木村陽子「主婦と税と社会保障」『21世紀の社会保障に関する研究』1990年
- 6) 経済企画庁編『経済白書』大蔵省印刷局 1994年
- 7) 雇用促進事業団雇用職業総合研究所編『女子労働の新時代』東京大学出版会 1992年
- 8) 佐貫利雄『日本経済の構造分析』東洋経済新報社 1980年
- 9) 佐藤 進『日本の租税文化』ぎょうせい 1992年
- 10) 高橋久子編『変わり行く婦人労働』有斐閣 1984年
- 11) 竹中恵美子編『新・女子労動論』有斐閣 1991年
- 12) ホーン・川嶋瑠子『女子労働と労働市場構造の分析』日本経済評論社 1985年
- 13) マーサ・N・オガワ, 木村, 伊部編『女性のライフサイクル』東大出版会 1992年
- 14) 文部省『学校基本調査報告書』大蔵省印刷局 1988年～1993年
- 15) 宮島 洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 1998年
- 16) 八代尚宏「公共政策の対象としての家族」『日本経済研究』22号 1992年
- 17) 労働省婦人局編『婦人労働の実情』大蔵省印刷局 1990年, 93年